

## 平成25年度 第1回 磐田市文化財保護審議会（結果概要）

- 日時 平成25年12月16日(月) 14:40~16:25
- 場所 ワークピア磐田 2階 特別会議室
- 出席者 磐田市文化財保護審議会委員 10名中9名  
平野吾郎会長 小杉達副会長 芹澤拙夫委員 日比野秀男委員 増田千次郎委員  
鈴木敬雄委員 小和田美智子委員 加藤理文委員 中山正典委員
- 出席職員 飯田教育長  
教育委員会事務局職員 4名  
鈴木博雄事務局長 山崎課長 竹内係長 富永副主任
- 傍聴人 なし
- 委嘱 委員任期（2年間：平成23年6月1日～平成25年5月31日）の満了を受けて、新たな任期（2年間：平成25年6月1日～平成27年5月31日）について、現委員9名（小杉達委員、芹澤拙夫委員、日比野秀男委員、平野吾郎委員、増田千次郎委員、鈴木敬雄委員、坪井俊三委員、小和田美智子委員、中山正典委員）が再任された。加藤理文氏が新たに委嘱された。
- 正副会長選出 委員の互選により、平野吾郎氏が新たに会長に選出された。副会長には小杉達氏が引き続き選出された。
- 議事 1. 審議事項
- A. 磐田市指定文化財候補物件審議  
〈彫刻〉府八幡宮楼門の隨身像  
〔事務局からの説明〕  
この審議案件については、平成24年度第2回の当審議会において諮問したところである。本日、審議に先立ち行われた現地視察を踏まえての審議をお願いしたい。  
この事について、彫刻の専門家である日比野委員から説明をお願いしたい。  
〔日比野委員からの説明・意見〕  
この隨身像については、隨身像が安置されている楼門（県指定文化財）が建立されたとの記録がある寛永12年(1635)と大体同時期の制作であると考えられる。この隨身像は、当初の姿がそのまま残っているというのが、他と比べても特に貴重であると考え。磐田市の指定文化財として保存してゆくことが望まれるものである。  
〔主な意見〕
- ・ 今後、仮に修復作業を行う場合は、色は付けないほうがよいのか？  
⇒ 修復しても、色は付けないほうが良い。当初の姿がそのまま残っていると

ということが貴重であるので、その木肌の色を見えるように修復することが必要である。

〔結論〕

指定がふさわしい旨の答申を出すことに決定した。

B. 磐田市登録有形文化財の登録抹消について

栗田家（旧栗田煙草合資会社）土蔵群

〔事務局からの説明〕

この土蔵群は、平成 18 年 1 月に市の登録有形文化財に登録され、また平成 18 年度から 5 ヶ年計画で進められた街づくり交付金事業の中にもこの修復が位置づけられ、その保存と活用が検討されてきた。平成 18 年度には測量及び修理実施設計を策定したが、見付地区におけるその他の計画事業の中で優先順位の高い事業、例えば電線の地中化であるとか、文化財課事業では旧赤松家の図書蔵の整備等が優先されたこと、あるいは平成 20 年 9 月のリーマンショックによる経済の低迷により、栗田家土蔵群の整備については先送りとなった経緯があった。

その後、平成 21 年発生した駿河湾沖地震により、土蔵群の中で最も象徴的であった 4 号棟、三階建ての土蔵であるが、ここに被害が生じ、周囲への安全性の面から文化財保護審議会の一部委員に諮ったうえで取り壊しを行った。この間、2、3 号棟、5 号棟の養生を行ってきたが、長い年月の経年変化には耐えられず、瓦のはずれ、漆喰壁の崩落は防ぎようのない状態となっている。懸念されている東南海沖地震が発生した場合の周囲へ与える影響、また今回、ここの土地の所有者が、土蔵群の隣地に建っている住宅の立替を計画するに及び、5 号土蔵の安全性確保の要望が出された。新築した家に壁が崩れないように、瓦が落ちないようにしてほしいという要望であった。

当該土蔵群については現状のままでは活用が極めて困難であることなどから、平成 26 年度に補足図面の作成を行ったうえでの解体を検討しているところであり、市の登録有形文化財の登録抹消をお願いするものである。よろしくお願いしたい。

〔主な意見〕

- ・登録文化財から外すというのは、予算が掛かりすぎるからやめるのか？それとも価値がないからか？予算を掛ける割には価値がない？そういう意味なのか？

⇒価値はあると思われるが、現状では屋根にしてもかなり波打っている状態であり、柱自体にも歪みがきていると考えられているので、この建物

を修繕したとしても再活用するのは極めて難しいとの所見がある。予算というよりも、一番は安全対策上取り壊しを行う必要があるということである。実際、地域住民からも要望が出されていることもあり、総合的に判断したなかで、当該建物の解体を行う必要があるということである。

- ・現地に行くと、東側の道路に土蔵外壁の漆喰等が剥がれて落ちているのが見える。
- ・土蔵の棟そのものも大分、波を打っている状態である。

〔結論〕

- ・登録の抹消がふさわしい旨の答申を出すことに決定した。

2. 報告事項〔事務局より報告〕

○国の重要文化財への指定〔明ヶ島古墳群出土土製品〕

○国の登録有形文化財（建造物）への登録〔寺田家住宅主屋・旧丸四織物合名会社倉庫〕

○磐田市指定文化財「淡海国玉神社社殿」（本殿）の保存修理

○県指定文化財「府八幡宮楼門」の保存修理

○磐田市指定文化財の現状変更（西光寺表門、見付宿本陣神谷家墓所）

○主な文化財調査・啓発事業等